



浄化槽の法定検査について



お問い合わせ先

市民課・各支所環境係

末吉 ☎ 0986-76-8805

大隅 ☎ 099-482-5923

財部 ☎ 0986-72-0934

合併浄化槽は、家庭内排水を一手に処理し、環境に害のない状態にする非常に高機能な施設である一方、機能が低下すれば直接河川に影響が出ます。そのため、定期的に放流水の水質検査や浄化槽が適正な状態で機能しているかを確認することが重要です。

これをうけて浄化槽法では、平成17年の法改正により、それまで規模の大きな浄化槽に限っていた定期検査が、10人槽以下の浄化槽設置者にも義務づけられています。

《浄化槽法第11条》

浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

※浄化槽法第11条では毎年1回と規定されていますが、鹿児島県は浄化槽の設置基数が多いため、現状4年に1回定期検査を実施しています。

（定期検査の内容）

●**外観検査** 浄化槽の設置状況、稼働状況などを検査します。

●**水質検査**
PH・水素イオン濃度・排水の酸性度・アルカリ度

DO・溶存酸素濃度：排水に含まれる酸素の量
透視度：排水の透明度
残留塩素濃度：排水に残る塩素量

BOD（生物化学的酸素要求量）：排水の中の汚れの分解に必要な酸素量
水の汚れ具合を測る基準となる数値

以上5項目の水質を測定します。

●**書類検査** 毎月大隅衛生曾於が行っている保守点検及び清掃の記録を確認し、その内容が基準に合っているかを検査します。

これらの検査結果を総合的に判断し、浄化槽の機能が十分に発揮されているか検査します。

（定期検査の結果）

先記の外観検査・水質検査・書類検査の結果は、浄化槽設置者・保健所・土木事務所・市にそれぞれ報告され、検査の結果によっては、施設や使用方法などを改善する必要があります。

（検査機関・検査料金）

定期検査は、鹿児島県知事から指定を受けた左記の検査機関が行います。

《検査機関》

公益財団法人 鹿児島県環境検査センター

浄化槽の規模	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
5～10人槽	4,000円	6,000円

〒892-0836
鹿児島市錦江町11-40
☎ 099-223-3185
FAX 099-223-3106

《検査料金》

※財部町では、毎月の保守点検や清掃の料金・定期検査料金等、浄化槽維持管理費が月々の浄化槽使用料に含まれています。

定期検査は、浄化槽法第11条に基づく法定検査です。大隅衛生曾於の行う保守点検とは異なるものです。浄化槽の機能維持と曾於市の豊かでない自然を守るために、定期検査の受検にご協力をお願いします。

曾於市水道事業におきましては、格別のご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本市は平成17年7月に末吉町、大隅町、財部町の3町が合併し、水道事業は3上水道と3簡易水道を運営しています。

合併後5年が経過しますが、水道料金及び加入負担金が旧町時の体系となっています。

今回、加入者の負担の公平と、事務の簡素化を図るため、平成23年4月請求分より、水道料金等の統一をさせていただくことになりました。

曾於市水道ご使用の皆様へ 平成23年4月1日から市内の 水道料金等が統一されます



お問い合わせ先

末吉支所水道課 末吉 ☎ 0986-76-2230
大隅支所建設水道課 大隅 ☎ 099-482-5954
財部支所建設水道課 財部 ☎ 0986-72-0941

○新水道料金、給水負担金表（平成23年4月からの請求分より）消費税抜き

水道料金（1か月当り）			給水負担金（1件当り）	
メーター口径	基本料金	従量料金	メーター口径	金額
13mm	500 円	1m ³ 110 円	13mm	12,000 円
20mm	1,200 円		20mm	30,000 円
25mm	1,900 円		25mm	50,000 円
30mm	2,200 円		30mm	85,000 円
40mm	4,400 円		40mm	150,000 円
50mm	5,500 円		50mm	300,000 円
75mm	10,000 円		75mm	800,000 円
100mm 以上	その都度市長が定める額		100mm 以上	その都度市長が定める額



統一にあたりましては、6事業の経営状況等を勘案し、併せまして、使用者の急激な負担増とならないような、料金設定とさせていただきます。

水道事業は、使用者の皆様の水道料金によって支えられております。今後とも、一層の経営努力に取組みながら、安全で良質な水の安定供給に努めてまいりますので、皆様の今後益々のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

お支払いいただく水道料金は基本料金及び従量料金の合計に100分の105を乗じた額です。

また、請求は2か月に1回となりますので、基本料金2か月分と2か月間の従量料金となります。

なお、料金の請求につきましては、10円未満の端数は切り捨てます。

給水負担金につきましても金額に100分の105を乗じた額です。

広告

一人で悩まずに
お気軽にご相談下さい

相談料無料
借金問題

- 請求が止まります。
- 返済可能な支払額に抑えられます。
- 住宅を残した借金解決も可能。
- 過払金の回収。
- ヤミ金・商工ローンなど、借金でお困りの方。

◎費用分割 ◎秘密厳守
◎夜間・土日相談（要予約）

宮崎県弁護士会所属
吉谷友和

吉谷法律事務所 都城市上町13-18 都城STビル6階
☎ 0120-666640
(年中無休 9:00~21:00)

広告

桃の節句
キャンペーン

☆お祝い価格☆
¥9,800 (六切り写真付)
撮影用衣裳あります。

矢上写真館
TEL 0986(76)0158
水曜定休日 末吉高校横

ペットは家族と同じです！

お問い合わせ先

志布志保健所衛生係

☎ 099-472-1021

曾於市役所各支所 環境係

末吉 ☎ 0986-76-8805

財部 ☎ 0986-72-0934

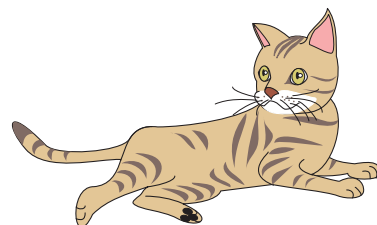
大隅 ☎ 099-482-5923



最近では、多くの人がペット、特に、犬や猫とともに暮らしているのではないのでしょうか。飼い主にとっては、家族と同じように大切な存在です。しかし、一方では、飼い主のマナーが悪くて、様々な相談が寄せられています。そこで今回は、犬・猫の飼い方についてご紹介します。

猫の飼い方について

最近、外で過ごす猫が増えていて、家庭菜園や庭を荒らされるといった相談が多くあります。このような被害を少なくするために、まず猫はできるだけ家の中で飼いましょう。また、保護された場合に所有者名が分かる



ように首輪と名札を付けておくことで、飼い主へ返すことができます。また、外でエサを与えると、他の猫が集まってきたり、そのまま居座ってしまうこともあります。エサは屋内で与えるようにしましょう。

去勢、避妊手術を受けることも大切です。発情期特有の鳴き声が近所の迷惑になったり、生まれたばかりの子猫が、飼いきれずに捨てられるという不幸な出来事が後を絶ちません。また、交配させるつもりがない猫にとって、発情期は大きなストレスにもなります。その他、猫特有の伝染病があるので、予防接種を受けましょう。

犬の飼い方について

犬については、「狂犬病予防法」により、生後91日以上の子犬には、登録と狂犬病予防注射をし、鑑札と注射済票を犬に付けておくことが義務付けられています。また、犬の放し飼いは禁

止されています。子どもやお年寄りなどが、通学途中や散歩の際に犬が放れていて迷惑しているとの相談が多くありますので、必ずつないで飼いましょう。散歩の際は、ロープにつないで散歩させ、フンの始末まで責任を持って行いましょう。そのためにも、スコップ・袋等を準備して、必ず持ち帰り、フンを新聞紙などの紙類に包んで「可燃ごみ」として捨ててください。そして、飼い犬・飼い猫がいなくなったら、捜すことはもちろんのことですが、保健所への届け出も忘れずに行いましょう。



共に生きる社会

犬や猫などのペット動物を終生飼育することは、飼い主の義務です。最近では、飼い主の心が犬・猫が捨てられていることが多々あるようですが、動物を捨てるということは、動物を危険にさらし、飢えや渇きなどの苦痛を与えるばかりでなく、近

隣住民にも多大な迷惑になります。

また、近年は、日本の自然に生息していなかった外来生物が野外に放たれ、それによる農作物への被害や生態系破壊が大きな社会問題になっていきます。「動物愛護管理法」により、動物を虐待したり、遺棄した場合は、50万円以下の罰金があります。

私達の社会は、人間も動物も同じように命を大切にして、共に生きていかなければなりません。そのためには、動物を飼うためのマナーをきちんと守り、愛情を持って接することが大切です。自分では気づかないことでも、近所の方は迷惑に感じていることもあるかもしれません。この機会に、もう一度動物を飼育するマナーを見直してみませんか。

問い合わせ先

志布志保健所衛生係

☎ 099-472-11021

曾於市役所各支所 環境係

末吉支所

☎ 0986-76-8805

財部支所

☎ 0986-72-0934

大隅支所

☎ 099-482-5923

概 要

所 在 地：曾於市財部町北俣 10658 番
(財部小学校西へ約 1 km)

募集戸数：2 戸 (木造平屋)

入居可能日：平成 23 年 4 月 1 日 (予定)

※住宅使用料は最低額を掲載、月収額により段階的に増加します。

鳥越団地 (財部) 建替事業による
新築住宅の入居者を募集します。

新築の市営住宅の入居者を募集します。



お問い合わせ先

建設課・建設水道課

財部 ☎ 0986-72-0941

末吉 ☎ 0986-76-8811

大隅 ☎ 099-482-5953



団地名	棟名	間取り	1戸当り床面積	戸数	住宅使用料
鳥越	6号棟	1LDK	49.9㎡	1戸	16,700円/月から
	6号棟	2LDK	60.7㎡	1戸	20,400円/月から

【申込者資格】

- ① 申込者は成人であること
- ② 原則として、夫婦（婚約者及び内縁関係にある方を含みます。）又は親子を主体とした家族であること。単身者は1LDKのみ申込みができますが、年齢等の条件があります
- ③ 申込者または同居者が暴力団員でないこと。
- ④ 政令月収額が基準額以内であること。
一般世帯・・・
月収額15万8千円以下
高齢者等世帯等・・・
月収額21万4千円以下

【申し込み受付】

受付期間

2月1日（火）～3月1日（火）
午前8時30分～午後5時15分
（土・日曜・祝日を除く）

受付窓口

- 財部支所建設水道課 管理係
- 末吉支所建設課 管理係
- 大隅支所建設水道課 管理係

申込方法

受付窓口にて「市営住宅入居申込書」が準備してありますので、次の書類を添えて、本人または同居親族が提出してください。

申込添付書類

- ① 住民票謄本
- ② 納税証明書（世帯員全員分）
- ③ 所得証明書（世帯員全員分）

抽 選

応募者数が募集戸数を超えるとき、公開の抽選において当選者・補欠者を決定します。

※月収額Ⅱ（世帯の年間合計所得額－各控除額）／12

※詳しい内容等についてはお問い合わせ下さい。

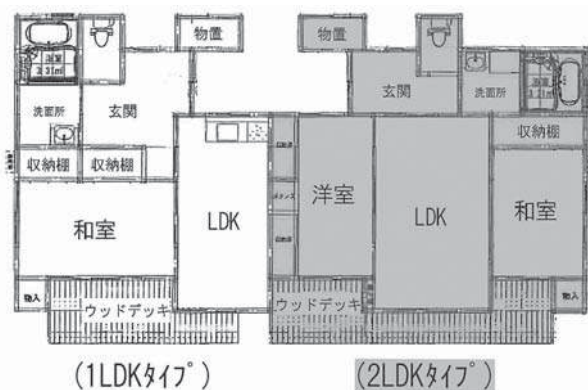
⑤ 現在住んでいる住宅の家賃及び税等の滞納をしていないこと。

⑥ 住宅に困窮していること。

⑦ 入居しようとする人の中に住宅を所有している人がいないこと。



鳥越団地外観



(1LDKタイプ)

(2LDKタイプ)

観光ボランティアガイドの募集について

お問い合わせ先

曾於市観光特産開発センター
曾於市末吉町深川 11050-1
(道の駅すえよし隣)

☎ 0986-28-0111

FAX 0986-79-1147

E-mail: info@sookai.net



曾於市観光特産開発センターは、曾於市の観光を推進するため観光ボランティアガイドを募集します。観光ボランティアガイドの内容は、大川原峽・花房峽憩いの森等の自然景観、城跡・神社・石橋等の文化財、弥五郎どん祭り・流鏑馬等の伝統、民話・伝説等の昔話、霧島ジオパーク、農林業関係（農作物・農業用施設・シイタケ栽培等）、郷土料理などのガイドを考えていますので、これらに関心のある方、観光推進のため協力したい方の応募をお待ちしています。

観光ボランティアガイドは、これらのすべての分野を担当し

て頂くのではなく、いずれか関心のある分野をガイドして頂くこととなります。

なお、現時点で観光ガイドが出来る必要はありません。観光ガイドとして登録して頂いた後、適宜ガイドの研修を行いますので、関心のある方、観光推進のため協力したい方であれば誰でも結構です。

また、観光ボランティアガイドを行って頂く日は、当センターが一方的に決めるのではなく、各ガイドと調整を行って決定します。

応募内容（分野）
曾於市内の観光資源である自然景観、文化財、伝統、昔話、霧島ジオパーク、農林業関係、郷土料理などの分野の説明

応募対象者
曾於市内に在住する者、曾於市内で働いている者は誰でも

応募期間
平成23年2月末日まで

応募様式（様式自由）
①氏名、性、生年月日、電話番号、住所
②観光ガイドを希望する分野（複数可）……応募内容（分野）を参照

提出方法
郵送、メール、FAX、直接開発センターへ持参

提出先
曾於市観光特産開発センター（上記お問い合わせ先）

第3子出産祝金について

第3子以降の出産は
祝金 10 万円を支給しています。

お問い合わせ先

保健福祉課

財部 ☎ 0986-72-0936

末吉 ☎ 0986-76-8806

大隅 ☎ 099-482-5925



末吉支所



大隅支所



財部支所

受給資格

曾於市では、少子化対策の一環として、第3子以降に産まれたお子さんに対して、1人当たり10万円を支給しています。

曾於市の住民で出産後3か月以上曾於市に生活の根拠を置いている方

申請書

各支所保健福祉課に申請書がありますので、必要事項をご記入のうえ、提出してください。なお、申請してから受給するまでは約3か月かかります。

※写真は12月15日に各支所で行われた支給式

中学校の再編について

平成 24 年 4 月 1 日に、末吉地域及び財部地域の中
学校をそれぞれ 1 校に再編します。



お問い合わせ先

曾於市教育委員会総務課
大隅 ☎ 099-482-5956

1 中学校統合条例案の議決

平成 22 年曾於市議会第 3 回
(9 月) 定例会において、「曾於
市小学校及び中学校の設置並び
に管理に関する条例の一部を改
正する条例案」が議決され、平
成 24 年 4 月 1 日の末吉地域及び
財部地域における中学校再編が
正式に決定しました。

2 これまでの経緯

中学校の再編につきまして
は、平成 19 年に「曾於市教育活
性化対策委員会」を立ち上げ、
これまでに 4 回の会議を開催
し、学校長、PTA 会長、校区
公民館長など関係各位から「本
市の教育行政はどうあるべき

か？」と御意見をお聞きすると
ともに、「適正規模での学び」
についても議題として取り上げ
てきました。

そして、平成 21 年 8 月に「曾
於市学校規模適正化検討委員
会」を設置し、本年 2 月までに
市立学校の適正規模、適正配置
及び通学区域について本格的に
検討を重ねて参りました。

その結果を受けて、中学校に
おける「適正規模での学び」を
実現するため、本年 3 月に「曾
於市学校規模適正化計画（第 1
次）」を策定しました。

3 学校規模適正化計画策定の 背景及び理由

児童生徒数が減少する中で、
平成 27 年度には、小学校 20 校の
うち過小規模校が 16 校に、小規
模校が 2 校になり、また、中学
校 6 校のうち過小規模校が 2 校
に、小規模校が 3 校になる見込
みであり、ますます複式学級が
増える傾向にあります。

さらに、1 学級 20 人未満と
いった少人数化により、学級編
成、体育の授業、学校行事、ク
ラブ活動などが変則的になり、
学校経営や教育活動に支障を来
たすことが憂慮されています。
このような状況において、そ
の規模にあった学校経営に努め
ているものの、小規模校が抱え
る様々な課題が明確にされてい
ます。

このことから、教育力向上の
ため、学校規模適正化を考えた
学校の再編統合は、喫緊な課題
となっています。

4 学校規模適正化計画の概要

学校規模適正化計画の概要
は、次のとおりです。

- (1) 計画期間を第 1 次計画と第 2
次計画に区分します。
- (2) 第 1 次計画期間は、末吉地域、
財部地域の中学校を対象と
し、期間を平成 22 年度から 23
年度までの 2 か年とします。
- (3) 計画の内容は、次のとおりで
す。

ア末吉地域、財部地域の中学校
をそれぞれ 1 校に再編(統合)
します。

イ統合校の位置は、末吉地域で
は末吉中学校、財部地域では
財部中学校とします。

ウ再編の形態は、末吉地域では
末吉中学校に、財部地域では
財部中学校に編入統合としま
す。

エ財部地域の統合校を置くこと
になる財部中学校の施設整備
を実施します。

オ統合の時期は、平成 24 年 4 月
1 日とします。

※「曾於市学校規模適正化計画
(第 1 次)」は、教育委員会総
務課と末吉、財部の各分室に
備えていますので、誰でも自
由に御覧いただけます。また、
市のホームページにも掲載し

5 今後の進め方

中学校統合を円滑に進めるた
めの組織として、末吉中学校及
び財部中学校に中学校統合準備
委員会を、閉校となる南之郷中
学校、財部北中学校、財部南中
学校に中学校統合地区別協議会
を置きました。

中学校統合準備委員会は、学
校・PTA 関係者を委員として、
通学方法、制服関係、交流学习
など統合校が必要となる事項に
ついて協議します。

中学校統合地区別協議会は、
学校・PTA 関係者に加え、地
域の方々を委員としています
が、閉校となる当該中学校施設、
跡地等の転用・利用や閉校準備・
閉校式について協議します。

今後、これらの組織で協議検
討を重ねる中で、保護者や地域
の方々の御意見や御理解をいた
だきながら、子どもたちにとつ
てよりよい中学校統合となるよ
う準備を進めて参ります。

また、「曾於市学校再編だよ
り」を随時発行し、関係学校や
地域の方々に進捗状況を御報告
したり、必要に応じて学校別説
明会等を開催して参ります。

今後とも、学校再編に対しま
して市民の皆様の御理解とお力
添えをお願いします。



そお市レディーを募集します

お問い合わせ先・申込先

曾於市観光協会（市役所経済課内）
〒 899-8692

曾於市末吉町二之方 1980 番地

☎ 0986-76-8808

<http://www.soo-kt.com>（観光協会 HP）



募集人員 1人

任期

平成23年4月1日～平成25年3月31日まで（2年間）

応募資格

曾於市出身者または市内に通勤する18歳以上の未婚女性（高等学校在学学生は除く）

応募方法

指定の申込書（経済課にあります）。または観光協会ホームページから様式をダウンロードできます。にご記入のうえ、持参または郵送してください。

募集期間

平成23年2月1日（火）～3月4日（金）※必着

選考審査会

平成23年3月18日（金）（応募は選考審査会に出席できる方に限り、応募者には別途案内します）

内容

夏祭り・清流祭り・弥五郎どん祭り・そお市民祭・悠久の森ウォーキング大会・関西ファンデー・テレビ・ラジオ出演・各種観光PR活動ほか

その他

レディー就任祝金2万円・制服等を進呈するほか、謝金・旅費等はその都度支給いたします。



12月20日の定住住宅取得補助金交付式

曾於市に定住しませんか？

人口増加施策の一環として
定住補助金を交付します。



お問い合わせ先

企画課・各支所地域振興課

末吉 ☎ 0986-76-8802

財部 ☎ 0986-72-0931

大隅 ☎ 099-482-5921

補助の条件

- ① 平成23年3月31日までの間に定住のため、市外から本市へ転入した方（本市から他の市町村へ転出し、3年を経過しない再転入は、転入者とはみなされません）
- ② 転入後1年未満で、かつ平成23年3月31日までの間に住宅を新築・購入された方
- ③ 世帯責任者の年齢は、20歳以上60歳以下であること
- ④ 2人以上の世帯であること（世帯責任者を含む）
- ⑤ 申請は新築・購入または転入の日以降、1年以内に行うこと

補助金の額

30万円の対象者

- ① 住宅の存在しない土地に住宅を新築した場合

- ② 建築後、1年未満の住宅及び住宅に付随する土地を第三者から購入した場合

20万円の対象者

- ① 建築後、1年以上経過した住宅及び住宅に付随する土地を第三者から購入し、耐用年数が10年以上見込まれる住宅

日	月	火	水	木	金	土
		2/1 ひろば	2	3	4 親子	5
6	7 講座	8	9 親子	10 ひろば	11 建国記念日	12
13	14 ひろば	15	16 講座	17 ひろば	18 親子	19
20	21 ひろば	22	23 ひろば	24	25 親子	26
27	28 ひろば					

※子育て支援センターは、園庭開放・育児相談を実施しています。

園庭開放：午前10時～午後3時（月曜日～金曜日）

育児相談：午前9時～午後4時（月曜日～金曜日）

親子ふれあい遊び

●会場：子育て支援センター

●会場：弥五郎伝説の里

午前10時～午前11時30分

子育てひろば

●会場：末吉総合センター

●会場：財部保健福祉センター

子育てひろば：午前10時～午前11時30分

育児講座 午前10時～午前11時30分

●会場：財部保健福祉センター（7日）

末吉総合センター（16日）

子育てふれあいひろば

・2月7日と16日は育児講座を開催します。

お問い合わせ先

曾於市地域子育て支援センター

大隅 ☎ 099-482-6125（直通）

子育て携帯サイトすまいるキッズ

<http://www.smile-kids.jp/sooshi>



育児講座

2月7日（月）は財部保健福祉センターで親子ビクスを開催します。講師は田鍋いずみ先生です。親子で一緒に楽しみながら、運動します。年齢に関係なく、どなたでも参加できます。動きやすい服装で、バスタオル、飲み物（お茶）などご持参ください。

2月16日（水）は末吉総合センターでフラワーアレンジメントを開催します。講師は片平幸美先生です。希望される方は2月8日（火）までにお申込みください。材料費・自己負担額800円を当日お願いします。

年金移動相談所開設日

期 日	時 間	場 所
2月8日 （火）	午前10時～ 午後3時	末吉支所 1階会議室

○鹿屋年金事務所による移動相談所が開かれます。
日程・場所は上記のとおりです。

国民年金のはなし

年金移動相談所を開設



お問い合わせ先

市民課各支所地域振興課

末吉 ☎ 0986-76-8805

大隅 ☎ 099-482-5923

財部 ☎ 0986-72-0934

年金移動相談所を開設

障害年金、遺族年金や年金請求手続きをはじめ年金受給者の死亡による、未支給請求手続き、死亡一時金請求など各種届け出の方法の相談、また、年金受給者で年金額に疑問のある方など、年金に関する相談がある方はお気軽にお越し下さい。

なお、相談の際は、年金手帳・年金証書・印鑑などをお持ちください。相談は無料ですが、予約制となっています。年金相談所が開設される各支所に予約して下さい。

○年金事務所職員を名乗る詐欺にご注意下さい。

最近、年金事務所職員を装いご自宅を訪問し、「年金手続きが終わっていない。ご本人に代わって手続きをするので手数料を支払ってほしい」などと言い、その場で現金を請求するような事例が報告されています。

年金事務所の職員がご自宅を訪問し、年金手続きの手数料を請求することはありません。訪問や電話で不審な点がありましたら、年金事務所へ確認するなど十分ご注意ください。

なお、鹿児島県は保険料収納業務をオリエントコーポレーションに委託しています。

公売の実施および
市税の滞納処分についてのお知らせ



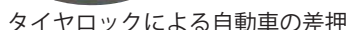
曾於市役所
稅務課滯納整理係
☎ 0986-76-8804

税務課では、左記のとおり滞納処分による不動産公売を実施します。

参加を希望される方は、末吉支所税務課滞納整理係までお問い合わせください。

※場合によっては中止になります。

日時・平成23年2月28日（月）
午前10時より
場所・・末吉支所3階委員会室
物件・・曾於市末吉町諏訪方字
横尾・北横尾 畑3筆
4765㎡（一括売却）
※物件につきましては農業委
員会の買受適格証明の交付
が必要です。
詳細についてはお問い合わせ
ください。



市税を滞納すると滞納処分を行います。

市税を滞納している人の財産の調査を行い、財産の差押え、さらにその財産を公売するなどの滞納処分を行います。

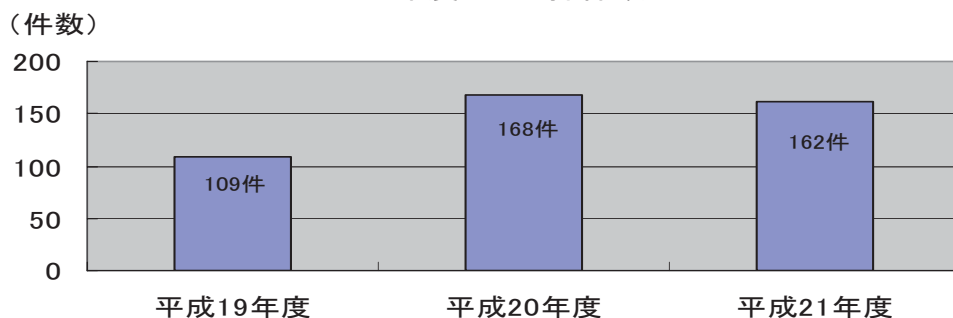
※不動産・動産・給与・預貯金・生命保険などの財産が差押えの対象です。

- 平成21年度差押え件数
- 給与31件
- 不動産30件
- 過払い金1件
- 預貯金94件
- 年金6件
- 平成21年度公売件数
- 不動産5件
- インターネット14件



◎皆さんに納めて頂いている市税でいろいろな事業を行っており、大切な財源となつています。納期内に納められるようご協力をお願いいたします。

年度ごと差押件数



豊かな自然を未来へ残しましょう！

不法投棄等の現状を紹介します。



お問い合わせ先

曾於市役所各支所 環境係
 末吉支所 ☎ 0986-76-8805
 財部支所 ☎ 0986-72-0934
 大隅支所 ☎ 099-482-5923

曾於市は、緑豊かな自然に恵まれています。しかし、市内のあちこちで、山林や河川への不法投棄や、家庭から出るごみの不法焼却が多く見られます。そこで、今回は、この豊かな自然を未来に残していくために、曾於市の不法投棄等の現状について、ご紹介いたします。

不法投棄・不法焼却の禁止について

ごみを不法に投棄することや、家庭から出るごみの不法焼却は禁止されています。



不法投棄禁止の看板

これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第16条及び第16条の2で定められており、違反した者に対しては、「5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」という厳しい罰則も定められています。

不法投棄された廃棄物は、土地所有者が処理しなければならず、土地所有者にとっては、非常に迷惑となります。また、山林や河川に投棄されたごみは、自然豊かな曾於市の景観を損ないます。

家庭から出るごみの不法焼却は、大気汚染の原因や人体にも悪影響を及ぼす可能性もあります。

本市にある豊かな自然を、市民の皆様と協力し合い、美しい故郷を未来へ残しましょう。



不法投棄の現場写真

不法投棄等の現状について

平成21年度に、市役所に寄せられた不法投棄・不法焼却の苦情は、不法投棄が30件、不法焼却が14件です。数字からは、少ないと思われるかもしれませんが、市内を回ってみると、あちこちで不法に捨てられたごみを見かけます。しかし、一斉美化活動や各自治会単位での定期的な道路の清掃活動、ボランティアによる道路清掃活動等の市民の皆様との協力により、維持されています。

豊かな自然を未来へ残すために！

豊かな自然に恵まれる一方で、人目の届かないところでの不法投棄や不法焼却が問題となっています。不法投棄の防止として、ごみを捨てる気持ちがおきないような、きれいなまち並みを維持すること、一つの方法であり、管理不十分な宅地等については、所有者による定期的な清掃等の自己管理が望まれます。

ごみについては、将来にわたり考えていかなければならない問題です。そのため、平成21年度に策定した「曾於市環境基本計画」のなかにも、「不法投棄の撲滅」・「ごみの減少」・リサイクルの推進」を市の目標として掲げています。目標達成のためにも、まず各自のモラルの向上と環境教育の推進が必要であると考えられます。

今後も、市では不法投棄や不法焼却のパトロールや指導を行い、皆様には、不法投棄や不法焼却の禁止についてのご理解と、分別にご協力をお願いいたします。

女性農業者の皆さん、 あなた自身の年金を！

女性農業者の皆さん、老後の備えは万全ですか？

現在65歳の日本人の平均余命は、男性が18.6年(83.6歳)、女性が23.6年(88.6歳)です(厚生労働省「平成20年簡易生命表」より)。女性の老後は男性以上に長い道のりです。

**農業者年金は女性農業者の老後を
しっかりサポートします。**

母さんには母さんの
年金が必要じゃ！

掛けてて良かった
農業者年金！

家族経営協定を結べば、保険料の国庫補助も受けられます！

認定農業者で青色申告をしている夫と家族経営協定を結んで農業経営に参画している妻も保険料の国庫補助が受けられます(月額最高1万円)。

**農業者年金は農業の担い手を
しっかり応援します。**

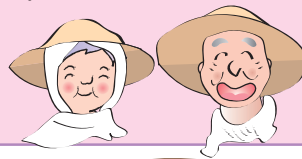
女性農業者の老後は、国民年金＋ 農業者年金が基本です！

国民年金の支給額は月額最高6万6千円、夫婦お二人で13万2千円です。一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で23万円が必要になるというデータがあります。

→月額約10万円不足

**農業者年金は国民年金の不足分を
しっかりカバーします。**

農業者年金へのご加入がご主人だけでは、先にご主人が亡くなった時、妻であるあなたの老後の支えは国民年金だけになってしまいます。



農業者年金のその他のメリット

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金。
- 保険料の額は月額2万円～6万7千円の間で自由に設定・増減が可能。
- 一生涯受け取ることができる終身年金。80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までの保証付き。
- 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象(民間の個人年金(生命保険料控除)では5万円が限度)。

お問い合わせは地元の農業委員会、JAにおたずねください。

独立行政法人 農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5階 TEL03-3502-3942 (企画調整室)

老後の備えは、
農業者年金
で安心！

農 業 者 年 金 制 度 の ポ イ ン ト

女性の加入者も
増えています！

① 農業者の方なら広く加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者であって年間60日以上農業に従事している方であれば、男女の区別なく誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

② 少子高齢時代に強い積立方式(確定拠出型)の年金です

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金ですので、少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

(注):運用の結果得られる年金原資が、積み立てた保険料の総額を下回らないという保証はありませんが、安全性を重視した運用方法や、65歳の年金裁定時に運用収入の累計額ができるだけマイナスとならないようにする準備金の仕組み等を導入しています。

③ 保険料額は自由(月額2万円～6万7千円)に設定・増減が可能です

保険料は、加入者自らが必要とする年金額の目標に向けて自由に決められ(月額2万円～6万7千円)、経営の状況や老後設計に合わせていつでも見直すことができます。

④ 終身年金で80歳までの保証付きです

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。

仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。

⑤ 税制面で大きな優遇措置があります

支払った保険料は、全額(1人当たり最高年額80万4千円)が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります(支払った保険料の15%～30%程度が節税)。

保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益(運用益)は非課税です。

将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます(65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までは非課税)。

⑥ 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

☆農業者年金に加入すれば ～年金額の試算～☆

加入年齢	納付期間	保険料月額2万円の場合		保険料月額3万円の場合	
		男性	女性	男性	女性
20歳	40年	91万円	79万円	136万円	118万円
30歳	30年	60万円	52万円	90万円	78万円
40歳	20年	35万円	31万円	53万円	46万円
50歳	10年	16万円	14万円	23万円	20万円

※ この試算は、65歳までの付利率が2.30%、65歳以降の予定利率が1.55%となった場合の試算です。
付利率2.30%は農業者年金において期待される運用収益をもとに設定した率、予定利率1.55%は農林水産省告示(H21.4.1施行)により定められている率です。